

2024年12月吉日

会員 各位

一般社団法人 日本小児感染症学会
選挙管理委員会

代議員選挙 公示

本学会定款および規程に従い、代議員の選挙を下記のとおり実施するので公示する。
なお、立候補の手続きに関する詳細は、3月中旬に詳細を再度、公示する。

記

- 立候補者資格 代議員の立候補資格は次の通りとする。
選挙が行われる年度の9月1日現在において正会員歴が3年以上連続している本会の正会員で、選出時の年齢65歳未満で、前年度までの会費を完納しているもので、自ら候補者になろうとする者とする。ただし、選挙管理委員は被選挙権を持たない。
- 定数 105名
[地区別代議員定数]
 - ・北海道地区 5名
 - ・東北地区 7名
 - ・関東地区 36名
 - ・中部地区 14名
 - ・近畿地区 20名
 - ・中国・四国地区 11名
 - ・九州・沖縄地区 12名(2024年9月1日時点)
- 立候補の手続き 下記添付の上届出る。
 - 立候補届
 - ご自身のマイページ画面(氏名・現在の勤務地・年会費納入状況のわかるページ)
- 上記2点の届出先 ①E-mail、②郵送(レターパックライト)の2つの方法で提出すること
①jspid-office[as.bunken.co.jp ※[@]を@に変えてご送信ください。
②〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5
一般社団法人 日本小児感染症学会 選挙管理委員会 宛(簡易書留でも可能であるが、できるだけ追跡可能なレターパックライト<青い封筒の方>とすること)
- 立候補届締切 2025年5月9日(金)(当日消印有効)予定

なお、立候補者数が定数を越えた場合は投票を実施する。

以上

一般社団法人 日本小児感染症学会
代議員並びに役員候補者の選出に関する規程

第3章 代議員の選出

(選出方法)

第3条 代議員は、立候補者の中から正会員の選挙により選出する。

(代議員選挙の定数)

第4条 代議員選挙(以下、この章において「選挙」という。)の定数は、正会員から30名に1名の割合とし、端数は切り上げる。

2 選挙方法は、別表に定める地区別比例代表制による選挙を原則とする。

3 地区別の定数は、選挙が行われる年度の9月1日において登録されている正会員数で決定される。

4 前項において、立候補者が各区分定数に満たない場合は、欠員とする。

(選挙の公示)

第5条 選挙管理委員会は、選挙の期日の6ヵ月前までに、正会員に対し選挙を実施することを公示しなければならない。

(選挙の期日)

第6条 選挙は、前回代議員選挙を実施した日から4年以内に終了する最終の事業年度末日までに終了しなければならない。

(選挙権者)

第7条 選挙権者は、選挙が行われる年度の9月1日現在において登録されている本会の正会員で、前年度までの会費を完納している者及び9月1日現在において登録されている当該年度入会の正会員とする。

(被選挙権者)

第8条 被選挙権者は、選挙が行われる年度の9月1日現在において正会員歴が3年以上連続している本会の正会員で、選出時の年齢65歳未満で、前年度までの会費を完納している者で、自ら候補者となろうとする者とする。ただし、選挙管理委員は被選挙権を持たない。

(立候補)

第9条 代議員選挙に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、所定の届け出用紙を用い、氏名(自著および押印)、生年月日、所属する主たる施設名、所信(200字程度)を同委員会に届け出なければならない。

2 立候補者の立候補地区は所属施設の所在地の属する地区とする。

(立候補者の補充)

第10条 選挙管理委員会は、当該選挙の立候補者が定数に満たないときは、立候補者を当選とし、補充しない。

(立候補者の公示)

第11条 選挙管理委員会は、立候補者名簿を作成し、所信の写しとともに選挙権者に公示しなければならない。

い。

(投票)

第 12 条 投票は、前条の立候補者名簿から不完全制限連記無記名投票とする。

(当選者)

第 13 条 代議員は、地区別に得票数の多い者から順に、第 4 条に定める定数に対するまでの者を当選とする。

2 定数に達する順位の者が複数(同得票数)あるときは、選挙管理委員会が、抽選によって、その順位を決定する。

3 当選者が定数に満たない場合は欠員とする。

(当選者の公示)

第 14 条 選挙管理委員長は、当選者を確定し、得票数とともに理事長に報告する。

2 理事長は、選挙結果を速やかに会員に公示しなければならない。

(欠員の補充)

第 15 条 代議員に欠員が生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、次点者を代議員として補充することができる。

2 前項の規定によって代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公示する。

3 代議員は他の地区へ転出した場合でも任期満了まで代議員資格は失われない。

別表

選挙区	都道府県
北海道地区	北海道
東北地区	青森県・岩手県・秋田県・山形県・宮城県・福島県・新潟県
関東地区	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・静岡県・山梨県
中部地区	長野県・岐阜県・富山県・石川県・福井県・愛知県・三重県
近畿地区	滋賀県・奈良県・和歌山県・京都府・大阪府・兵庫県
中国・四国地区	岡山県・広島県・山口県・鳥取県・島根県・香川県・徳島県・高知県・愛媛県
九州・沖縄地区	福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県